国立研究開発法人産業技術総合研究所共用高性能計算機の管理及び利用に関する規程

令05規程第36号
（30規程第４号の全部改正）
令和６年３月14日

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の共用高性能計算機及び共用高性能計算機室の管理及び利用について必要な組織、事項等を定めることにより、共用高性能計算機の運営の効率的かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、「共用高性能計算機」とは、第12条に規定する共用高性能計算機運営ボードが運営管理するスーパーコンピュータシステムをいう。

２　この規程において、「共用高性能計算機室」とは、共用高性能計算機を置く施設をいう。

３　この規程において、「共用高性能計算機利用サービス」とは、共用高性能計算機によって提供される計算処理及びデータ処理サービスとそれに付帯するサービスをいう。

（共用高性能計算機利用権の設定）

第３条　研究所は、株式会社ＡＩＳＴ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ（以下「AISol」という。）に対し、共用高性能計算機利用サービスの提供を独占的に実施させることができる。

２　研究所は、AISolに共用高性能計算機利用サービスの提供を独占的に実施させるときは、AISolとの間で別に書面による約定の取り交わしを行わなければならない。

（共用高性能計算機管理者及び共用高性能計算機運営責任者）

第４条　研究所は、共用高性能計算機管理者（以下「管理者」という。）を置き、情報・人間工学領域長をもって充てる。

２　管理者は、共用高性能計算機及び共用高性能計算機室並びに共用高性能計算機利用サービスの運営及び管理業務（以下「運営管理業務」という。）を総理する。

３　共用高性能計算機運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置き、運営責任者は、管理者が指名又は委嘱する。

４　運営責任者は、運営管理業務を統括する。

（運営管理業務の実施）

第５条　研究所は、運営管理業務として以下の業務を行う。

一　共用高性能計算機利用サービスにかかる方針の策定

二　共用高性能計算機室及び共用高性能計算機付帯設備（共用高性能計算機室に付属するものに限る。）の保守

三　共用高性能計算機利用サービスの利用を希望する法人（以下「利用希望法人」という。）からの利用申請の受付及び承認

四　共用高性能計算機利用サービスの利用者登録（以下「利用者登録」という。）の受付及び承認
五　共用高性能計算機利用サービスを利用するにあたって必要な、利用者から支払われた料金の対価として発行するポイント（以下「ポイント」という。）の発行及び管理
六　利用者からの共用高性能計算機利用サービスの利用にかかる料金の徴収
七　共用高性能計算機利用サービスの利用にかかる利用者への支援
八　共用高性能計算機の保守運用（共用高性能計算機室に付属するものを除く。）
九　共用高性能計算機利用サービスの新規利用希望者の需要獲得にかかるマーケティング活動

２　第３条第１項の規定に基づき、AISolに共用高性能計算機利用サービスの提供を独占的に実施させるときは、研究所は前項第３号から第９号までの運営管理業務をAISolに実施させるものとする。この場合において、研究所は、前項第３号及び第４号の運営管理業務の実施を支援する。

（基本方針の策定）

第６条　管理者は、前条第１項第１号に関して、次に掲げる基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。
一　共用高性能計算機利用サービスに係る計算資源の配分に関する方針
二　共用高性能計算機利用サービスを利用者に利用させるにあたり、利用者から徴収する料金の設定に関する方針
三　共用高性能計算機利用サービスの利用者から徴収した料金の収支に関する方針

２　管理者は、運営責任者に対して前項の基本方針を通知し、運営責任者は当該基本方針に基づき共用高性能計算機利用サービスの運営管理業務を統括しなければならない。

（運営管理の遵守事項）

第７条　運営責任者は、第５条の運営管理業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
一　第５条第１項第５号のポイントの発行が、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号、以下「資金決済法」という。）第５条で規定する自家型発行者に該当する場合の、資金決済法で規定される自家型発行者としての各種義務の履行
二　共用高性能計算機利用サービスの運営管理業務に関連する適用法令の遵守

（利用希望法人の要件）

第８条　第５条第１項第３号に規定する共用高性能計算機利用サービスの利用申請をする利用希望法人は、研究所又は日本国内に所在地を置く法人またはそれに準ずる団体であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する者でなければならない。
一　会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項に規定する会社
二　大学、独立行政法人、財団法人、学術・研究機関を含む公的機関又は非営利団体
三　前二号に掲げる法人のほか、理事長が認める団体、組合、機関その他これに準ずる法人又は団体（法人でない場合も含む）

（利用者登録の要件）

第９条　第５条第１項第４号に規定する利用者登録を希望する者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者でなければならない。
一　研究所の役員、職員及び契約職員

二　前条各号のいずれかに該当する法人に属し、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法第228号）及びこれに基づく安全保障輸出管理関連の政令、省令、通達等（以下「安全保障輸出管理関係法令」という。）並びに国立研究開発法人産業技術総合研究所安全保障輸出管理規程（15規程第32号）その他同規程に基づく研究所の定め（以下「安全保障輸出管理規程等」）に違反していないことが確認された、日本国内の居住者

三　その他理事長が必要と認める者

２　前項第２号で定める居住者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　日本人でありかつ日本国に居住する者

二　日本人でありかつ日本の在外公館に勤務する者

三　外国人でありかつ日本国内にある事務所に勤務する者

四　外国人でありかつ日本国に入国後６か月以上経過している者

３　第１項第２号の該当性は研究所が判断する。

４　前３項の定めにかかわらず、安全保障輸出管理法令の範囲内で、研究所が共用高性能計算機の利用を認めた場合には、この限りではない。

（利用を受入れる要件）

第10条　共用高性能計算機利用サービスの利用は、次の各号に掲げる要件がいずれも満たされなければ利用を受け入れてはならない。

一　利用希望法人が、第８条の要件を満たすものであること

二　利用目的が、研究及び開発を目的とするものであること

三　利用が、公共の福祉及び公益・国益の増進を損なうおそれがないこと

四　利用が、研究所の業務に支障を来すおそれがないこと

五　利用希望法人が、第５条第１項第５号に定めるポイントに相当する利用料金の納付を負担する能力を有していること

六　第９条の要件を満たす者が、次の各号に掲げる行為を行うおそれがないこと

イ　本規程又は利用の受入れを通知した際に提示した事項に違反する行為

ロ　申請を受けた利用目的以外に共用高性能計算機を利用する行為

ハ　研究所若しくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれがある行為

ニ　研究所若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為

ホ　第５条第１項第５号に定めるポイントを含めた研究所の電子情報を改ざん又は消去する行為

ヘ　ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を開発する行為

ト　研究所のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為

チ　共用高性能計算機利用サービスの提供を妨害する行為又は妨害するおそれのある行為

リ　法令に違反する行為又はそのおそれがある行為

ヌ　他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、又は社会的に許されないような行為

ル　その他、研究所が共用高性能計算機利用サービスの利用者等としてふさわしくないと判断する

行為

七　利用希望法人が、弁償義務を負う能力を有していること

八　利用希望法人に所属する者の中から選任された、共用高性能計算機利用サービスの利用における責任者の候補（以下「利用責任者の候補」という。）が、利用者全員について第９条第１項に定める確認を行っていること

九　第９条で規定する利用者が、安全保障輸出管理関係法令及び安全保障輸出管理規程等に反しないこと

十　利用希望法人及び利用責任者の候補が、申込書において正しい情報を遺漏なく記載していること。

十一　前号までに定めるほか、共用高性能計算機の利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。

２　前項の規定は、利用の受入れをした後に利用目的その他の要件が変更される場合について準用する。

（利用者登録の取り消し等）

第11条　利用者が次のいずれかに該当すると認める場合は、当該利用者の利用者登録の承認を取り消し又は利用を中止させなければならない。

一　共用高性能計算機を許可された目的以外で利用した場合

二　共用高性能計算機の利用料の徴収に応じなかった場合

三　約款その他の遵守事項を遵守しなかった場合

（共用高性能計算機運営ボード）

第12条　研究所は、共用高性能計算機及び共用高性能計算機室の運営管理について審議し、管理者に報告を行うため、研究所に共用高性能計算機運営ボード（以下「運営ボード」という。）を置く。

（運営ボードの任務）

第13条　運営ボードは、共用高性能計算機及び共用高性能計算機室に係る次に掲げる事項並びに運営管理業務が第６条第１項第２号の基本方針に合致しているかを審議し、管理者に報告する。

一　共用高性能計算機及び共用高性能計算機室並びに共用高性能計算機利用サービスに係る長期的な整備及び保守・運用計画に関する事項

二　共用高性能計算機利用サービスに係る計算資源の配分計画、予算及び利用に要する経費に関する事項

三　共用高性能計算機室の運営及び光熱水料に関する事項

四　その他共用高性能計算機及び共用高性能計算機室並びに共用高性能計算機利用サービスの運営に関して必要な事項

（運営ボードの組織）

第14条　運営ボードは、研究企画室長（以下「構成員」という。）をもって組織する。

２　運営ボードに、代表責任者を置き、情報・人間工学領域研究企画室長をもって充てる。

３　運営ボードに、副代表責任者を置くことができ、構成員のうちから代表責任者が指名する。

４　代表責任者は、運営ボードの会務を総理する。

５　副代表責任者は、代表責任者を補佐し、代表責任者に事故があるときは、その職務を代理する。た

だし、副代表責任者が置かれていない場合は、代表責任者があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（運営ボードの運営）

第15条　運営ボードは、代表責任者が招集する。

２　代表責任者は、必要と認める場合には、運営ボードに研究所の役員又は職員若しくは外部有識者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

３　運営ボードの議決は、出席した構成員の全員一致をもって決するものとする。だたし、代表責任者が特に必要と認めるときは、出席した構成員の過半数をもって決する。

（運営ボードの事務）

第16条　運営ボードの事務は、情報・人間工学領域研究企画室が行う。

（約款）

第17条　研究所は、共用高性能計算機利用サービスを研究所以外の者に利用させる場合の約款を定めるものとする。ただし、第３条第１項の規定に基づき、AISolに共用高性能計算機利用サービスの提供を独占的に実施させるときは、研究所は、AISolに共用高性能計算機利用サービスを研究所の役職員並びに研究所以外の者に利用させる場合の約款を定めさせるものとする。

附　則（令05規程第36号）

この規程は、令和６年３月14日から施行する。